

公益社団法人 福島県診療放射線技師会 表彰および表彰推薦規程

第 1条 本会は、会の創立の趣旨に従い、顕著な功績が認められ、また、人格高潔で他の会員の模範とするに足りる者に対し、会長表彰を行うと共に、日本診療放射線技師会会長、および福島県知事、厚生大臣に対して表彰推薦を行うことが出来る。

(対 象)

第 2条 表彰は次の各号に定めるものに対し行う

- (1) 診療エックス線技師免許または診療放射線技師免許を取得後、20ヶ年以上経過し、会費完納者であって、診療放射線技術の向上に努め、本会活動を積極的に推進したものであること。
- (2) 本会の運営および活動について、著しく功績が認められるものであること。
- (3) その他、会長が適当であると認めたものであること。

(功 績)

第 3条 表彰は次の各号に定める功績に対して行う

- (1) 放射線技術ならびに放射線管理に対する貢献が顕著であるもの。
- (2) 放射線技術における研究により、学術発展に寄与していることが明らかなる者。
- (3) その他、本会の発展のために著しい功労があることを会長が認めた者。

(表彰の審査)

第 4条 表彰の審査のため表彰委員会を置く。

(表彰の推薦)

第 5条 本会会長は、会長表彰を行うほか、特に優れた功績があると認めた者を上位団体および関係団体に対して表彰を具申することが出来る。ただし、理事会の承認を受けなければならない。

(表彰の時期)

第 6条 表彰は、特別の場合を除き、年次総会において行うものとする。

(表彰の方法)

第 7条 表彰は表彰状を授与して行うものとする。

- 2 表彰状には副賞を添えることができる。
- 3 第2条第1号によるものは功労賞とする。

第 8条 この規程に定めのない事項については、会長は、理事会において協議し決定することができる。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人および一般財団法人の関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 理事会はこの規程を実施するにあたり細則を定めることが出来る。理事会は細則を制定した場合は、次の総会に報告し、承認を得なければならない。
- 3 この規程は、理事会の議決を経なければ変更する事ができない。
- 4 令和6年2月29日 細則2について改正

細 則

- 1 県知事表彰または厚生労働大臣表彰の候補者は60歳以上で、公益社団法人福島県診療放射線技師会理事または公益社団法人福島県診療放射線技師会地区協議会委員長を4期8年以上務めた者とする。
- 2 功労賞の候補者は、公益社団法人福島県診療放射線技師会会長について1期2年以上、副会長については2期4年以上、理事については3期6年以上、事務局については3期6年以上務めた者とする。
- 3 細則に関しては令和4年6月1日より施行する。